

平成 2 4 年 度

行 政 監 査 結 果 報 告 書

公の施設の指定管理者制度の運用について

加 西 市 監 査 委 員

1 監査テーマ

公の施設の指定管理者制度の運用について

2 監査の目的

指定管理者制度は、公の施設について民間事業者等が有する能力を活用することにより、住民サービスの向上を図り、施設の設置の目的を効果的に達成することを目的とした制度である。

本市においては平成18年度から指定管理者制度が導入されているが、指定管理者制度の目的を達成しているかについて検証し、より適正な施設の管理運営に寄与することを目的とする。

3 監査の対象

- (1) 対象部局 財務部、総務部
- (2) 対象施設 加西市民会館（以下「会館」という。）
 - ア 所管部局 総務部行政課
 - イ 指定管理者 国際ライフパートナー株式会社

4 監査の範囲

主として平成23年度の指定管理に係る事務の執行状況

5 監査の期間

平成24年10月23日から平成25年1月25日まで

6 監査の方法

対象施設に係る関係書類を調査するとともに、関係者から説明を聴取し、また、現地調査を行った。

7 監査の着眼点

- (1) 所管部局関係
 - ア 指定管理者の選定手続は適正に行われているか。
 - イ 協定等の締結は適正に行われているか。
 - ウ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
 - エ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
 - オ 業務の履行確認は、適切に行われているか。
 - カ 施設の利用促進が図られているか。
- (2) 指定管理者関係
 - ア 施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。

- イ 協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- ウ 利用料金の設定は適正になされているか。
- エ 施設の管理に係る収支会計経理は、適正になされているか。
- オ 施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- カ 施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

8 監査の結果

監査した結果、指摘事項及び意見・要望事項は次のとおりである。

【指摘事項】

1 前回の行政監査における指摘事項について

平成23年度実施の行政監査結果報告（平成24年3月29日加監第84号）における指摘事項に対して、措置のとられていない事項がある。具体的には、以下のとおりである。

(1) 第三者評価のあり方について

加西市指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、第三者の視点による評価の重要性を踏まえ、利用者や専門家の立場から施設運営に対して評価を行うことを目的として設置されている（加西市指定管理者評価委員会設置要綱第1条）。

また、加西市指定管理者制度モニタリングマニュアル（以下「モニタリングマニュアル」という。）では、

- ① 市は、指定管理者から提出された事業報告書に基づき、施設の管理運営、住民利用、経理の状況について、施設の状況に応じたチェックシートにより、定量的な評価を行い、それを評価委員会に報告する（同マニュアルⅢ1（B）(3)）。
- ② 評価委員会は、毎年5月末までに提出される事業報告書、毎月提出される月例報告書、実地調査などの結果から作成されるチェックシートによる評価結果について、適正な評価になっているかどうかの確認を行う（同マニュアルⅢ1（C）(1)）。

ことになっている。しかし、平成21年度事業に対する評価以降、評価委員会は開催されていない。

加西市指定管理者評価委員会設置要綱の趣旨を踏まえ、モニタリングマニュアルの規定どおり、評価委員会による第三者評価を実施されたい。

(2) 関係規程等の再確認について

加西市指定管理者制度運用の手引、モニタリングマニュアル等の内容について再確認し、整合性がとれるように改訂されたい。

ただし、モニタリングマニュアルについては、(1)に指摘した評価委員会の開催など、現在の規定からチェック機能を後退させることのないよう留意されたい。

(3) 個人情報取扱特記事項について

加西市民会館の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第21条に「別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。」とあるが、個人情報取扱特記事項が記載されていない。基本協定書は、市と指定管理者が従うべき基本となるものであるので、個人情報の取り扱いに関する事項を基本協定書に記載されたい。

2 月例報告について

基本協定書第16条では、毎月終了後10日以内に、市に月例報告をすることとなっている。しかし、利用状況の集計が間に合わず、毎月20日ごろの報告となっている。市と指定管理者とで協議の上、10日以内に月例報告をすることが困難であれば規定の改定をするなど、業務実態と規定が矛盾することのないようにされたい。

3 指定管理者の選定について

モニタリングマニュアルⅢ（B）（3）において、「（事業報告書に対する市の）評価結果については、次回指定管理者選定の際に、参考にするとともに、選定時の評価点に加点もしくは減点するなど、評価結果のインセンティブを検討する必要があります。」とある。この規定に従い、指定管理者の選定に際しては、市によるモニタリングの結果を考慮するような仕組みとされたい。

【意見・要望事項】

1 他の指定管理者制度導入施設における対応について

他の指定管理者制度導入施設においても、上記指摘事項の趣旨を踏まえた対応をされたい。

2 文化教育事業における会館の活用について

会館設置の趣旨は、市民の生活文化の向上と教育の振興に資することである（加西市民会館の設置及び管理に関する条例第1条）。

指定管理者が実施する自主事業に対する参加者数については着実に成果が見られるが、これは、アンケートによるニーズの把握に基づく改善等、指定管理者の努力によるものである。一方で、収益性という制約もあり、自主事業のみでは、広範な文化教育事業を十分にカバーすることが難しい状況であるとも言える。

そのため、指定管理者の自主事業を尊重しつつ、市が実施する文化教育事業における一層の会館の活用について、検討するよう望む。